**指定認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における自己評価・外部評価の実施について**

「飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正に伴い、これまで指定認知症対応型共同生活介護において求められていた「第三者による外部評価」については、令和３年度から**①「従来の「都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価」**か、小規模多機能型居宅介護サービス等と同様の**②「自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みをとる評価」**のいずれかを選択できることとなりました。

新たな選択肢となります**「②の運営推進会議を活用する評価」**について、評価に係る様式や外部評価受審方法の手順を示しますので参考にしてください。

**●運営推進会議を活用する評価の手順**

**【様式について】**

厚生労働省で提示している様式「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）」を活用ください。（別紙参照）

**【評価を行う運営推進会議の参加メンバーについて】**

市町村職員、地域包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する公正・中立な第三者になり、それぞれの観点から評価を行います。

**【評価実施の流れ】**

**①**自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）の、自己評価の欄を記入する。

**②**運営推進会議において、記入した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）について説明し、評価意見を聴取する。

**③**運営推進会議で聴取した評価意見をもとに、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）の外部評価の欄を記入する。

**④**完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）を、飛騨市役所地域包括ケア課介護保険係に提出し、その後公表する。

**※根拠法令等**

・飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第59条の17及び第108条

・指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）